

平成29年度 事業計画書概要

I. 事業の概要

1. はじめに

最近の経済動向によると、景気は一部に改善の遅れもみられるが、緩やかな回復基調が続いているとされている。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されている。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるとされている。

こうした中で平成29年度の当工業会の事業としては、①国際展示会の開催に関する事業（JIAM2020の取り組み）、②家庭用ミシンを使ったモノづくりの普及促進（家庭用ミシン事業）、③工業会活動の活性化及び効率化の推進、④知的財産権保護対策の推進（使用技術の普及及び啓発に関する事業）を行うとともに、業界の発展に係わる諸課題の克服に向け会員への支援に取り組み、市場活性化と更なる発展を目指すこととする。

具体的には以下の事業活動を実施する。

2. 活動概要

1) 国際展示会の開催に関する事業

当業界及び当業界が拘わる繊維業界の活性化と発展を期して「国際アパレル機器&繊維産業見本市（JIAM2020）」の準備を進めるために以下の事業を実施する。

(1) 国際アパレル機器&繊維産業見本市（JIAM2020）の検討

- ①JIAM2020実行委員会及び同WG（ワーキンググループ）、JIAM事務局等の体制を構築するとともに、運営事業者（JIAMデスク）の選定を行う。
- ②国内外展示会でJASMAブースを出展し、JIAM2020のPR活動を行うとともに情報収集を行う。
- ③JIAM2020ホームページを開設しPR活動を行う。
- ④JIAM2020中間年（2018年）に向けた国内展との協調の検討を行う。

(2) 平成29年度公益目的支出計画の継続事業として、JIAM2020の主催者特別企画（特別出展事業）の内容を検討する。

2) 家庭用ミシン事業

近年、社会を取り巻く環境は少子高齢化等、著しい変化がみられ、消費者のライフスタイル（生活・文化等）も個性化が進むとともに、「物質的な豊かさ」から「心の豊かさ」を求める傾向にある。

ユーザーニーズについても、衣服など実用的なソーイングからキルトなどに見られる「ホビー性の強い、趣味としてのソーイング」へ移行しつつあり、高機能性・多機能性を備えた家庭用ミシンへの関心が高まっている。

このような環境の変化に対応したソーイング体験の場（機会）を提供し、家庭用ミシン市場の活性化及び成長を促すことに加え、子供達のアパレル・繊維産業への関心を広げることを通じて斯界の人材育成に寄与するため、市場対策第一委員会において行う。

(1) ソーイングの普及促進について

①第38回ホームソーイング小・中・高校生作品コンクール

「第38回ホームソーイング小・中・高校生作品コンクール」を実施し、学校教育におけるソーイングの普及拡大に努める。応募校数及び応募作品点数の増加を図るため、経費に配慮しつつ、送付先と応募状況の関係を分析して、4月に学校へ応募要領（A3版両面）を郵送するとともに、Eメールの活用を

図り学校への連絡を強化する。小学生対象学年は4、5、6年生とする。なお、高校生を対象に写真選考によるスクリーニングを試験的に行う。

②「ミシンの日」の事業

「3月4日はミシンの日」、「1月～3月はミシンの月」について、広く周知させていくため、ソーイングに関する効果的な方法を検討・実施し、ミシンの利用拡大に努める。

③2017日本ホビーショーへの出展

2017日本ホビーショー(2017年(平成29年)4月27日(木)～29日(土)、於：東京ビッグサイト)に出展し、経費に配慮しつつ、「第37回ホームソーイング小・中・高校生作品コンクール」優秀作品の展示を行うとともに、「手作りの喜び」、「モノづくりの楽しさ」を体験できるソーイングの場(機会)を提供し、多くの来場者に対しミシンへの関心を高めさせ、ソーイングの楽しさをアピールするための場とする。

④販売業界との連携強化策の検討を行う。

ホームソーイングの普及促進、ミシンの利用拡大を図るため、ミシン販売業界と強力に連携して、ミシンを身近に感じる様に具体的に対応する。更に、販売店に技能士がいる店として消費者へ信頼を高め、販売促進を図るための技能士シールを作成・販売する。

(2) 市場の活性化について

①家庭用ミシン現行販売機種一覧表(毎年4月1日及び10月1日現在)の作成、配付

家庭用ミシンの流通適正化のもとに、消費者利益の保護を図り、販売中止機種(価格撤廃)等の時期を明確にするため、4月1日及び10月1日現在の家庭用ミシンの現行販売機種、新機種、廃止機種について一覧表を作成し、関係流通団体へ通知するなど、流通秩序の適正化に努める。

②家庭用ミシン価格帯別流通調査(3ヶ月毎)の実施

多様化する消費者の生活様式に伴い、家庭用ミシンも幅広い価格帯で販売されており、市場ニーズの変化に的確に対処するため、家庭用ミシンの国内販売機種について、四半期に1回(1～3月分、4～6月分、7～9月分、10～12月分)、価格帯別の流通動向調査を実施し、消費者ニーズの動向を把握する。

③流通市場の問題点、課題等についての意見交換を実施

家庭用ミシン流通市場における問題点、課題について検討するとともに、ミシンの販売流通関係団体との交流、情報交換を図り、業界の発展並びに市場の活性化に努める。

④ミシンに関する各種の相談の対応

消費者相談窓口において、関係会員の消費者相談窓口と密接な連携を保ち、消費者及び地方公共団体等関係先からの問い合わせ、相談等に対処する。

3) 工業会活動の活性化及び効率化の推進

工業会と会員の発展のためにその活動を広く周知させるとともに、工業会活動のさらなる活性化を図り且つその効率化を推進する。

(1) 広報活動について

①会員向け広報活動

a) JASMA統計、ニュースレターの毎月一回発行

政府が公表する各種統計を整備しJASMA統計として会員へ提供する。また、ニュースレターを発行し、工業会の事業活動をはじめ関係諸機関の動向について会員に伝達する。

b) 関係機関等からの入手資料を会員へ情報提供

関係諸機関並びに公共団体等が公表する情報等を収集し、入手資料等として会員へ提供する。

②外部向け広報活動

- a) JASMA会報の発行（年4回）
外部に対して工業会の活動等についての広報活動を積極的に行うため、JASMA会報編集WGにおいて検討しJASMA会報を発行する。
 - b) インターネットホームページの更新・充実
インターネットホームページの更新・充実に努め、工業会事業等について広く広報活動を行う。
- (2) 内外関係機関等との交流及び協力に関する事業
- ① 関係機関・団体との連絡協調について
 - a) ロボット革命イニシアティブ協議会との協調
同協議会へ会員として参加し、交流・協力を深めるとともに、情報等を入手し会員へ提供する
 - b) 関係官公庁との交流、連携、協調
経済産業省及び関係官公庁の依頼による調査の実施、資料及び情報の提供、意見の具申等に対応する。また、繊維関係団体との密接な関係を図り、情報共有、資料の交換等連携を図るとともに、当工業会が会員として加入している公益社団法人日本訪問販売協会、一般社団法人日本機械工業連合会、中央職業能力開発協会、日本縫製機械製造業厚生年金基金等においては、役員、委員として縫製機械業界の発展に資するため意見を具申する。
 - ② 軽機械センターの運営に関する協力について
海外との交流、市場動向フォロー等の事業を進めるため、その一環として軽機械センターの運営に協力する。
 - ③ 海外関係機関との交流及び協力について
海外関係団体との意見・情報交換を行うとともに、各国間における協調・協力を推進させる。
 - a) 国際連絡会議への対応
 - Texprocess2017（2017年5月9日～12日）会期中に開催
 - CISMA2017（2017年9月26日～29日）会期中に開催
 - b) 国際展示会への出展検討及び縫製関連企業の視察検討
 - Texprocess2017へのJASMAパビリオンの出展及び縫製関連企業の視察検討
 - CISMA2017へのJASMAパビリオンの出展
- (3) 工業会活動の効率化及び推進（工業会の収支バランスの回復に向けた対応）
- ① 工業会活動の改革・見直しについて
工業会の活動が業界の発展と会員への支援に直結したものとするため、会員企業からの意見を聴取するとともに、必要に応じ事業・運営の改善・改革に反映させる。
 - ② 会員の負担軽減の検討について
委員会組織の見直し・活性化、工業会ホームページ及びEメールを活用した効率的な会議運営を実施する。
- (4) 工業会活動の確実な実施
- ① 公益法人制度改革への対応等について
公益目的支出計画の事業（家庭用ミシン事業、統計事業、特別出展事業）の予算化を図り、着実に執行する。
 - ② 中小企業等経営強化法に関する証明書発行について
縫製機械等を対象とした中小企業等経営強化法に関する証明書発行団体の業務を引き続き行う。
- (5) 正会員、賛助会員の充実
- 内外展示会のJASMAブースでのPR活動及び中小企業等経営強化法に関する証明書の申請受付等の際して、工業会活動内容やメリットを広報し会員獲得に向けた取り組みを行い、工業会活動の充実を

図る。

(6) 平成30年度「縫製機械整備作業」技能検定に向けた取り組み

平成28年度に隔年実施の継続が決定した厚生労働省所管の国家試験「縫製機械整備作業」技能検定試験は、次回の平成30年度に向けて受検者増を図るため、技能検定委員会において以下の事業を実施する。

- ① 現行の家庭用ミシン1級、2級の試験対象機種は廃止機種が含まれているため、最新機種へ変更するとともに、工業用ミシン2級の試験対象機種に多くの縫製工場で使用されている機種へ追加変更する。
- ② 技能検定試験及び技能士を広くPRするため、パンフレットやホームページによる広報活動を充実させる。

4) 使用技術の普及及び啓発に関する事業

(1) 知的財産権保護対策について

海外製品による知的財産権侵害品の流通実態の把握に努め、適切な対応を行い市場の健全な発展を図るため、知的財産権保護対策委員会において以下の事業を行う。

- ① 政府関係機関（日本貿易振興機構各センター等）からの情報入手
政府、日本貿易振興機構（ジェトロ）、関係団体等から知的財産権に関連する情報を収集し、委員会で共有する。
- ② 模倣実態調査の実施
世界市場を対象とした「定期的模倣実態調査」を実施するとともに、CISMA2017（2017年9月）会場での実態調査を実施する。
- ③ 中国における知的財産権侵害行為に対する日本貿易振興機構（各センター）との連携
日本貿易振興機構（北京センター、上海センター）との連携を図り、中国における知的財産権侵害行為に対する情報収集を行い、対応を検討する。
- ④ 「国際知的財産保護フォーラム・第3プロジェクト」の会合への参加
「国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）」の第3プロジェクト（情報交換）に参加し、関連団体との情報交換、意見交換に努める。

(2) 外部の技術視察について

我が国機械工業における最先端技術及び技術革新に関する現状を把握し、縫製機械産業の技術開発の参考とするため、技術第一委員会、技術第二委員会等において外部の技術視察を実施する。

(3) 電気用品安全法の技術基準体系の見直しに対する対応

電気用品安全法への対応として、電気用品安全法技術基準体系等の見直しに関連する情報収集をするとともに、必要に応じ対応を検討する。

(4) 内外の環境規制に関する情報収集

内外の環境規制について情報を収集し、関係委員会で共有するとともに、必要に応じ対応を検討する。

5) 生産、流通等に係る調査及び企画の立案・推進に関する事業

(1) 調査事業について

① 海外調査

日本貿易振興機構及び軽機械センター等と連携を図り、主要国の需要動向、経済動向等について情報を収集する。

② 国内調査

国が公表する生産、国内流通、輸出入統計及び諸団体が実施する諸統計資料等を収集整備する。

- (2) 統計事業について
 - ①経済産業省の生産動態統計及び財務省通関統計の収集、分析を行い、統計を整備する(月報、年報)。
 - ②家庭用ミシン、工業用ミシン及び部品について、生産、輸出入に関する工業会統計を作成し(四半期、半期、年報)、会員に提供するとともに事業活動に資する。
 - (3) 需要見通しの策定について
家庭用ミシン、工業用ミシンについて、平成29年度及び平成30年度における生産、輸出、輸入、内需に関する需要見通しを策定する。
 - (4) 工業用ミシン・部品・関連機器事業について
情報社会、環境社会及びグローバル化の進展に対する的確に対応し、市場の活性化に努めるとともに、業界の健全な発展を図るため、以下の事業を実施する。
 - ①国内及び海外市場について内外関係機関からの情報収集
国内及び海外市場に関する情報収集を行い市場動向を把握するとともに、会員へ提供する。
 - ②国際規格、WTO、EPA、FTA及びTPPに関する情報収集
国際規格及び貿易協定のほか、海外関係業界に関する最新の海外情報等を収集し、会員へ提供する。
 - ③縫製機械業界の参考とするため、他業界の動向等に関する有識者のセミナーを開催する。
 - ④工業用ミシン会員の意見交換及び情報交換の場を設けるため、市場対策第二委員会を開催する。
- 6) 標準化の推進に関する事業
- (1) 国内規格(JIS規格等)について
技術第一委員会、技術第二委員会において次の事業を行う。
 - ①「JIS B 9960-31(機械類の安全性—機械の電気装置—第31部:縫製機械、縫製ユニット及び縫製システムの安全性とEMCに対する要求事項)」、「JIS B 9960-31」の改正原案のJIS化手続きを継続して行う。また、電気用品安全法の技術基準体系等の見直しに伴い、「JIS C 9335-2-28(家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2-28部:ミシンの個別要求事項)」について改正原案の検討を行う。
 - ②関連団体との交流を図り、規格に関する情報の収集を行い、随時、会員企業へ提供する。
 - (2) 国際規格(ISO/IEC規格等)について
 - ①国際標準化活動(ISO/TC148・ミシン、IEC/TC44)について情報収集を行うとともに、必要に応じて検討を行う。
 - ②一般社団法人日本機械工業連合会の関連する委員会に参加し、機械安全(IEC/TC44)等の国際規格に関連する最新情報を入手し会員へ提供するとともに、工業会の意見を反映させることとする。
- 7) その他、本会の目的を達成するために必要な事業
- (1) 労働力の確保に関する事業について
労務委員会において、業界全般の労務状況に関する意見・情報交換を行うとともに、広く国内外の状況を把握し、今後の業界の労務対策の立案に資する。
 - (2) PL対策について
PL法に対する状況を把握し、常に状況をフォローするとともに、団体PL賠償保険制度を活用する。